

許認可等の内容	証明書の交付		
根拠法令及び条項	鳥取市住居表示に関する条例施行規則第6条		
担当課	市民課	処分権者	市長
標準処理期間	1日	設定日	平成8年4月1日
審査基準 証明書の交付は、次に掲げる場合に行う。 1 関係人が申請する場合。なお、関係人は、次のとおりとする。 (1) 住居表示実施区域に住所を有する者 (2) 当該区域に居所、事務所、事業所、その他の施設を有する者 (3) 当該区域で新たに住所を設定しようとする者、営業を行おうとする者 2 関係人の法定代理人、又は関係人の委任による代理人が申請する場合 <div style="text-align: right;">変更日 令和4年5月1日</div>			

許認可等の内容	印鑑の登録		
根拠法令及び条項	鳥取市印鑑条例第6条第1項		
担当課	市民課	処分権者	市長
標準処理期間	14日	設定日	平成8年4月1日
審査基準 1 次の要件を満たすこと。 (1) 本市に住民票を有していること。 (2) 既に印鑑登録されていないこと。 (3) 意思能力を有しない者及び15歳未満の者でないこと。 2 印鑑の登録が本人の意思であること。 登録申請の確認は、郵送により申請者に文書で照会し、期限を指定して回答書等を持参させることによつて行う。申請者が回答書等を持参できない場合は、委任の旨を証する書面を添えて代理人に持参させることができる。ただし、申請者が直接申請する場合において、次の要件をみたすときは文書による照会を省略することができる。 ア 本人の写真がちょう付された官公署の発行した免許証等を提示した場合 イ 本市において既に印鑑の登録を受けている者が、その登録された印章を押して、申請者が本人に相違ないことを保証した書面を提出した場合 3 登録しようとしている印鑑が条例第4条各号及び条例施行規則第2条の2各号のいずれにも該当しないこと。 <div style="text-align: right;"> 変更日 平成12年9月26日 変更日 平成24年7月 9日 変更日 令和 2年3月25日 変更日 令和 4年5月 1日 </div>			

市民 4 - 3

許認可等の内容	印鑑登録証の再交付		
根拠法令及び条項	鳥取市印鑑条例第 6 条の 3 第 4 項		
担 当 課	市民課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
<p>審 査 基 準</p> <p>1 次の要件を満たすこと。 現在有効に印鑑登録されていること。</p> <p>2 印鑑登録証の再交付が本人の意思であること。 印鑑登録証の再交付の申請の確認は、郵送により申請者に文書で照会し、期限を指定して回答書等を持参させることによって行う。申請者が回答書等を持参できない場合は、委任の旨を証する書面を添えて代理人に持参させることができる。ただし、申請者が直接申請する場合において、次の要件をみたすときは文書による照会を省略することができる。 ア 本人の写真がちょう付された官公署の発行した免許証等を提示した場合 イ 本市において既に印鑑の登録を受けている者が、その登録された印章を押して、申請者が 本人に相違ないことを保証した書面を提出した場合</p> <p>3 印鑑登録証を再交付しようとしている印鑑が現在登録されている印鑑と同一であること。</p> <p>4 現在登録されている印鑑登録証が次のいずれかの事項に該当すること。 (1) 印鑑登録証の登録年月日及び登録番号が判明できないと認められる程度に汚損又はき損したとき。 (2) 印鑑登録証を紛失し、又は盗難されたとき。</p> <p style="text-align: right;">変更日 平成 16 年 11 月 1 日 変更日 令和 4 年 5 月 1 日</p>			

許認可等の内容	印鑑の登録変更		
根拠法令及び条項	鳥取市印鑑条例第7条第2項		
担当課	市民課	処分権者	市長
標準処理期間	14日	設定日	平成8年4月1日
審査基準			
<p>1 次の要件を満たすこと。</p> <p>(1) 現在有効に印鑑登録されていること。</p> <p>(2) 印鑑の登録変更申請日と同日に印鑑登録証明書を交付していない又は交付した印鑑登録証明書が本市に返還されていること。</p> <p>2 印鑑の登録変更が本人の意思であること。</p> <p>印鑑の登録変更の申請の確認は、郵送により申請者に文書で照会し、期限を指定して回答書等を持参させることによって行う。申請者が回答書等を持参できない場合は、委任の旨を証する書面を添えて代理人に持参させることができる。ただし、申請者が直接申請する場合において、次の要件をみたすときは文書による照会を省略することができる。</p> <p>ア 本人の写真がちょう付された官公署の発行した免許証等を提示した場合</p> <p>イ 本市において既に印鑑の登録を受けている者が、その登録された印章を押して、申請者が本人に相違ないことを保証した書面を提出した場合</p> <p>3 登録変更しようとしている印鑑が次の要件を満たすこと。</p> <p>(1) 現在登録されている印鑑と同一ではないこと。</p> <p>(2) 条例第4条各号及び条例施行規則第2条の2各号のいずれにも該当しないこと。</p>			
<p>変更日 平成16年11月1日</p> <p>変更日 令和4年5月1日</p>			

市民4-5

許認可等の内容	印鑑登録の廃止		
根拠法令及び条項	鳥取市印鑑条例第8条		
担当課	市民課	処分権者	市長
標準処理期間	1日	設定日	令和4年5月1日
<p>審査基準</p> <p>1 次の要件を満たすこと。</p> <p>(1) 現在有効に印鑑登録されていること。</p> <p>(2) 印鑑登録の廃止申請日と同日に印鑑登録証明書を交付していない又は交付した印鑑登録証明書が本市に返還されていること。</p> <p>2 印鑑登録の廃止が本人の意思であること。</p> <p>印鑑登録の廃止の申請の確認は、郵送により申請者に文書で照会し、期限を指定して回答書等を持参させることによって行う。申請者が回答書等を持参できない場合は、委任の旨を証する書面を添えて代理人に持参させることができる。ただし、申請者が直接申請する場合において、次の要件をみたすときは文書による照会を省略することができる。</p> <p>ア 本人の写真がちょう付された官公署の発行した免許証等を提示した場合</p> <p>イ 本市において既に印鑑の登録を受けている者が、その登録された印章を押して、申請者が本人に相違ないことを保証した書面を提出した場合</p>			

市民4-6

許認可等の内容	印鑑登録の証明		
根拠法令及び条項	鳥取市印鑑条例第13条		
担当課	市民課	処分権者	市長
標準処理期間	1日	設定日	平成8年4月1日
<p>審査基準</p> <p>印鑑登録証明書の交付は、次に掲げる要件を満たす場合に行う。</p> <p>(1) 現在有効な印鑑登録証を持参していること。</p> <p>(2) 印鑑登録証及び印鑑登録原票の登録事項を照合し、適正であること。</p> <p>(3) 印鑑登録証明書交付申請書に記載された内容と住民票が一致していること。</p> <p style="text-align: right;">変更日 平成16年11月1日 変更日 令和4年5月1日</p>			